

平成29年度 無人航空機に係る事故等の一覧(国土交通省に報告のあったもの)

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
1	2017/4/20	土木施設点検 事業者	静岡県藤枝市	マルチコプター プロペラ除直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の高架橋点検のため飛行させていたところ、操縦不能となり、高速道路入口の路肩に墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は80時間以上。	第132条の2第3号(30m未満の飛行)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案による人及び物件への被害はなかったが、当該事業者に対し、墜落の原因分析及び再発防止策の検討を指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路高架下など電波環境が不安定な場所での飛行だったにもかかわらず、GPS機能を利用して飛行する機体であったため、位置を特定できなくなり異常な飛行をした可能性があると思われる。 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・電波環境が不安定な場所では、GPS機能を利用して飛行する機種は使用しない。 ・やむを得ず高速道路に近接する場所で飛行する場合は、係留ケーブルの他、道路の交通規制または交通監視員の配置を行う。
2	2017/4/20	農業関係団体	三重県松阪市	ヘリコプター 全長約3.6m、 ローター直径約 3.1m、最大離陸 重量約90kg	<ul style="list-style-type: none"> ・農業散布飛行中に、機体の操縦操作を誤り、隣接する家屋に接触し、墜落した。 ・本件事案により人の負傷はなかったが、家屋の屋根及び窓ガラス等を破損させた。 ※なお、操縦者の操縦経験は200時間以上。	第132条の2第3号(30m未満の飛行)、第5号(危険物輸送)、第6号(物件投下)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者物件に接触した原因分析及び再発防止策の検討を当該団体に指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在確認中 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在検討中
3	2017/4/27	HP制作会社	愛媛県松山市	マルチコプター プロペラ除直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	<ul style="list-style-type: none"> ・練習のため、飛行させていたところ、操縦不能となり、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は4時間以上。	不要	-	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案による人及び物件への被害はなかったが、紛失の原因分析及び再発防止策の検討を当該事業者に指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場所付近の鉄橋により電波干渉を受け、通信途絶(制御不能)となった可能性がある。 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認を行う。 ・鉄橋には近づかない。また、強い磁界を発生する装置付近では飛行させない。
4	2017/4/29	製造関連事業 者	愛知県高浜市	マルチコプター プロペラ除直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	<ul style="list-style-type: none"> ・空撮のため、飛行させていたところ、操縦不能となり、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害はなかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は120時間以上。	第132条第2号(人口集中地区)、第132条の2第3号(30m未満の飛行)	有	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事案による人及び物件への被害はなかったが、紛失の原因分析及び再発防止策の検討を当該事業者に指示した。 	【原因分析】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在確認中 【是正措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在検討中

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
5	2017/5/3	研究機関	鳥取県鳥取市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	・空撮のため、飛行させていたところ、操縦不 能となり、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は6時間以上。	不要	-	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、紛失の原因分析と 再発防止策の検討を当該研究機関 に指示した。	【原因分析】 ・飛行予定場所上空の風速が強く、ま た、飛行前の地上での風速確認をし た場所が適切ではなかったと思われ る。 【是正措置】 ・飛行前には風が遮られない適切な 場所で風向・風速を判断する。
6	2017/5/17	個人	新潟県阿賀野市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.5kg	・趣味のため、飛行させていたところ、鉄橋に 衝突し、墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は20時間以上。	不要	-	・操縦技量や天候等を考慮した飛行 を心がける等、安全飛行の徹底につ いて指導した。	【原因分析】 ・原因は不明 【是正措置】 -
7	2017/5/19	空撮事業者	島根県隠岐郡	マルチコプター プロペラ除く直径 約60cm、最大離 陸重量約3.4kg	・空撮のため、飛行させていたところ、操縦ミス により、紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は170時間以上。	第132条の2第2 号(目視外飛 行)	有	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、紛失の原因分析と 再発防止策の検討を当該事業者 に指示した。	【原因分析】 ・目視外飛行になることが予想され たにもかかわらず、事前に地形など の飛行経路の確認を怠った。また、 操縦者と監視員の連携不足のため、 監視員による飛行制止が間に合わ なかった。 【是正措置】 ・飛行前に地形等の飛行経路につ いて十分な確認を行うとともに、 飛行経路に応じた人数の監視員を 配置して飛行させることを徹底す る。
8	2017/5/24	空撮事業者	東京都東大和市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	・空撮のため飛行させていたところ、強風に流 され、約200m離れた民家の敷地に墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は30時間以上。	第132条第2号 (人口集中地 区)	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検 討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事案の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認の 有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
9	2017/5/27	空撮事業者	静岡県富士市	マルチコプター プロペラ除く直径 約40cm、最大離 陸重量約1.3kg	・空撮のため飛行させていたところ、操縦不能 となり、民家の壁に衝突し、墜落した。 ・本件事案により民家の壁に損傷を与えた。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	第132条第2号 (人口集中地 区)、 第132条の2第3 号(30m未満の 飛行)	有	・墜落の原因分析と再発防止策の検 討を当該事業者に指示した。	【原因分析】 ・高圧線に近づかないよう注意して飛 行していたが、機体が勝手に動き、制 御不能になったことから、電波障害の 可能性がある。 【是正措置】 ・飛行に障害のないよう機体を適切に 管理し、飛行前の安全点検で懸念が あれば飛行させない。フライトごと にGPSの動作確認を確実に 行う。また、電波障害を起こし そうな建物、地理的環境が ないか注意深く確認する。
10	2017/6/7	研究機関	北海道富良野市	飛行機 全長約0.6m、全 幅約1.2m、最大 離陸重量約 0.75kg	・研究のため、飛行させていたところ、樹木に 接触し、墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	-	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、墜落の原因分析と 再発防止策の検討を当該研究機関 に指示した。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中
11	2017/6/23	個人	福島県喜多方市	マルチコプター プロペラ除く直径 約125cm、最大 離陸重量約 13.7kg	・農業散布に係る訓練のため、物件投下(水) を行っていたところ、飛行開始後5、6分ほど経 過したところで姿勢の制御ができなくなり、左 前方へ傾いて水田にそのまま墜落し、機体が 大破した。飛行時における高度は3メートルで あった。 ・本件事案による人の負傷及び物件の被害は なかった。 ※なお、操縦者の操縦経験は120時間以上。	航空法第132条 の2第6号(物件 投下)	有	・本件事案による人及び物件への被 害はなかったが、墜落の原因分析と 再発防止策の検討を当該者に指示し た。	【原因分析】 ・現在確認中 【是正措置】 ・現在検討中

※国土交通省では、報告者等への個別の指導のほか、無人航空機による事故等の防止に役立てるため、関連団体等に対し、情報提供等を行っているところ。